

総論—「志」から漢唐間の政治文化を見るために

岡田 和一郎

本報告は〈志から見た漢唐間の政治文化〉（以下、本研究）の総論にあたり、本研究の趣旨、およびそれを進めていくための方法論などについて述べる。

まず、正史の「志」と政治文化について。内藤湖南は「志」を「制度文物の変遷」と端的に説明し、現在に至るまで概ね踏襲されている。しかしながら、制度と文物を並列的に捉えず有機的に結合させて考察することで、内藤の見方を発展的に活用することが可能となった。これは制度について「単なる規則や、法律や、または官制など表面に現われた形式ばかりを言うのではなく、もっと奥底にあるもの、すなわち人間が自ら造った組織の中で行動する時に、知らず知らず実践する準則」と宮崎市定が述べたことを、「志」を素材に究明することに他ならない。宮崎の制度観は近年の社会科学のそれとも通底しており、積極的に政治文化と言い換えるべきものである。

次に、本研究を進めていくために、『史記』から『旧唐書』の「志（書）」の内容を、通時代的かつ「志」の枠組みを架橋しながら考察することを提示する。その際に、紀伝体における「志」の位置づけや「志」の形式面、また「志」の「描かれた」作品という点も念頭においたうえで、漢唐間の政治文化を把握していく。

最後に、本研究が目指す方向について。第一に、明らかになった漢唐間の政治文化を手がかりとして、漢から唐という比較的長期にわたる新しい歴史叙述の方法を提案することが可能となる。第二に、政治文化は強い耐性という特徴をもつが、それを強調し過ぎると政治文化を静態的かつ不変なものとして捉えてしまいかねない。漢唐間の政治文化を明らかにすることで、中国の政治文化を動的に示すことができるはずである。第三に、政治文化を取り扱う以上、比較的関心を持たざるを得ない。本研究の成果をもとに、最終的には世界史の「共時性」および地域間の差異を明らかにしていくことを目指していく。

禹から漢へ—「溝洫志」類の撰述とその途絶—

渡邊将智

本報告では、「溝洫志」類（歴代の史書に含まれる河渠書・溝洫志・河渠志など）が魏晋南北朝隋唐代に編纂された史書に継承されなかった背景の一端を検証する。『史記』河渠書には、禹から前漢武帝期に至る治水事業の沿革が記されており、つづく『漢書』溝洫志では、『史記』河渠書の内容を基本的に受け継ぎながらも、武帝期以降に叙述が及んでいる。しかし、『三国志』から『新五代史』までの正史に「溝洫志」は撰述されず、『宋史』河渠志に至って復活した。このことを踏まえた上で、本報告では、そもそも『漢書』溝洫志がどのような意図に基づき撰述されたのかを検討する。

先学は、『漢書』溝洫志が漢王朝の統治に資することや、漢王朝の皇帝による治水事業を正当化することを目的として撰述されたとしている。ただし、溝洫志の撰述の意図が「溝洫志」類の途絶とどのように関わるのかについて、先学の検討は必ずしも及んでいない。そこで本報告では、溝洫志の撰述の意図をあらためて検討することにより、上記の問題を明らかにすることを試みる。本報告での検討を通じて、漢唐間の政治理念に変化が生じ、それが治水事業の歴史叙述のあり方に影響を及ぼしたことを検証できるであろう。

漢晋期における符瑞の叙述—符瑞志成立前史

永田 拓治

『宋書』符瑞志ではじめて「志」を立てられた符瑞は、古くから叙述行為の題材として取り上げられてきた。ただ、符瑞は一律に同じ枠組で捉えられていたわけではなく、各時代の政治文化の影響をうけ、その叙述の枠組を変化させてきた。『史記』では本紀と封禪書という枠組のなかに採録される。一方、『漢書』では本紀とあわせて郊祀志の枠組のなかに配置される。ここには郊祀制度が確立していなかった『史記』編述時から郊祀制度が確立していった前漢末後漢初の政治文化の変遷が反映されている。

また後漢章帝期に白虎觀會議で公認された種々の符瑞事象は封禪という枠組のなかに配置されるが、後漢朝の公式記録である『東觀漢記』では封禪、郊祀という枠組ではなく、皇帝の徳治に感応する存在として符瑞が描かれる。その後、皇帝の独占物であった符瑞は幅広い人士の徳に感応する事象と認知され、叙述の対象となるが、後漢末三国期に符瑞はふたたび王朝に収斂され王朝交替の予兆としての姿を史書中に現す。

魏から禪譲を受けた西晋朝においても符瑞は起居注に記録されるなど引き続き王朝史編纂の題材とされる。対照的に前朝史である後漢・魏朝を対象とした叙述行為のなかではきわめて抑制的となる。『三国志』に志は設置されず、魏書の本紀で符瑞はわずかに取り上げられるのみであり、司馬彪『続漢書』では祭祀志に符瑞は叙述されず、五行志に災異と関わらせた数例が挙げられるにとどまる。

このように符瑞の叙述は各時代の政治文化と密接に関わりその役割を変化させた。本報告では、後漢三国西晋期における符瑞の叙述行為を手がかりとして、各時代の共通項、および各時代の歴史的特質に迫ることを目指す。

劉宋における元徽三年の儀注について — 礼志・樂志からみた南朝史の再構築 —

戸川 貴行

元徽三年（475）の儀注とは、中国南朝の最初の王朝にあたる劉宋の第七代皇帝である後廢帝のときの儀式次第を書いた記録のことである。

これまで元徽三年の儀注については、南朝の儀礼音楽（以下、雅樂という）において、どのように位置づけられていたのか、なぜこの時期に儀注がつくられなければならなかったのか、などの問題がほとんど解明されていない。しかし、近年、国家儀礼や雅樂についての研究成果が陸続と発表されており、もはや礼樂制度を抜きにして中国古代史を語ることはできない。上記を踏まえ、本報告は以下の点を論じるものである。

- ①南朝の雅樂整備は、劉宋の第四代皇帝である孝武帝の孝建二年（455）に本格的に始まり、梁の初代皇帝である武帝のときに完成する。その橋渡し役となったのが、元徽三年の儀注であった。
- ②劉宋の第六代皇帝である明帝は、血縁関係にない昭太后（孝武帝の実母）に対する礼遇を示すことで、自らの即位を正統化しようとした。明帝と帝位を争った晋安王子勛も昭太后の令を受けて即位しており、彼女に対する礼遇はどちらに正統性があるかという問題に関わっていた。
- ③元徽二年になると、皇位継承争いのときに大義名分として利用された昭太后に対する待遇を下げる議論が始まり、宣太后（明帝の実母）だけをまつることによって、明帝の血統を継ぐ後廢帝こそが、帝位にふさわしいとされた。
- ④元徽三年の儀注は、前年における昭太后の位牌の遷毀だけでなく、後廢帝の元服後、はじめて举行される南郊・明堂にも合わせてつくられた。

南北朝の国家儀礼の特徴は、騎馬遊牧民と漢族の対立・融合によって生まれた制度・思想が『周礼』を用いて正統化され、隋唐に至る過程で新たな伝統として確立していくところにある。元徽三年の儀注は、梁武帝の『周礼』による正統化をへて、北齊・北周・隋にも大きな影響を与え、雅樂通用を記した最古の儀注として『隋書』音楽志にも記された。